

# 特集

## 既存ストックを 新たなまちづくりに生かす

既存施設、未利用地等の再生・有効活用を図り、当初の目的外の施設に転用する取り組みが全国の都市で増えています。補助金等適正化法の見直し、弾力的運用などによって以前は制約が多かった公共施設転用が条件付で可能になったことが大きく影響しています。

特集では、既存施設の有効活用の意義や地域活性化に果たす役割などについて考察するとともに、都市自治体のリニューアルの実例も紹介します。

寄稿 1

### 補助金等適正化法の弾力運用と ローカルPFIの活用

慶應義塾大学理工学部教授、内閣府規制改革会議委員、PFI推進委員会委員 米田雅子

寄稿 2

### 難病とたたかう子どもたちに夢のキャンプを

滝川市長 田村 弘

寄稿 3

### のこぎり屋根から十六角屋根へ 仲間たちの館・アミーゴ

入間市長 木下 博

寄稿 4

### 水産業のまちに活気を

— 廃校跡地から生まれた「道の駅かまえ」 —

佐伯市長 西嶋泰義

# 補助金等適正化法の弾力運用とローカルPFIの活用

慶應義塾大学理工学部教授、内閣府規制改革会議委員、PFI推進委員会委員

米田雅子



## 補助金等適正化法の弾力運用が実現

これまで、「市町村合併後の旧庁舎を産業振興用施設に転用できない」「学校用給食センターで高齢者向けの給食の調理ができない」「廃校後の校舎の転用のための手続きが煩雑である」などの問題が、自治体や住民を困らせてきた。

これらは、補助金等適正化法で、「国の補助金を使って整備した施設については、自治体が当初定めた用途以外に目的を変更する際は、決められた耐用年数を過ぎるか補助金を全額返還しなければ、転用や譲渡、取り壊しなどができない」と規定されていたためである。しかし施設の法的な耐用年数の多くが50年程度と長く、補助金の返還も自治体の厳しい財政事情から難しかった。

これまでの法律においても、耐用年数に達しない場合でも、主務大臣の承認を得るか、地方自治体が地域再生計画を作りその計画の一環としてならば、補助金を返還せずに、目

的外使用が可能であった。しかし、承認基準が省庁ごとに異なるほか、転用後の用途を所轄官庁の関係分野に限定するなど、多大な労力とさまざまな条件が付くため、文部科学省が廃校の転用で柔軟な運用を行っているほかは、転用の実績はあまり上がっていない。

この問題に、地方六団体、地方分権改革推進委員会、規制改革会議などが取り組み、その成果として、「完成後10年たてば、報告だけで自治体が自由に転用や処分ができ、補助金の返還も不要となる」「10年未満でも、市町村合併や地域再生の施策に伴う場合は、10年たったものと同様にする」という画期的な緩和が、平成21年度に実現した。

## 既存施設の転用による地域活性化

現在、過疎の地方にある立派な建物は、ほとんどが公共建築物といってもよい。昭和62年から平成11年にかけて、日本全国の文化会館の数は、782から1751へ、図書館の数は1801から2593へ、美

から5109まで増えた。

ちなみに、「文化会館」の名のつく施設は、文部省（現・文部科学省）が建設時に補助金を出した施設である。このほかにも、農

林水産省の場合は「ふるさと会館」、厚生省（現・厚生労働省）では「福祉会館」の名前がつく。どの省庁の助成で建設されたのかはすぐ分かる仕組みになっている。省庁ごとの縦割りで、地方に施設が建てられ、建設時の用途目的以外の使用が、耐用年数を経過するまで、原則として禁じられてきたのである。ちなみに、公民館や事務所の耐用年数は、鉄筋コンクリート造は50年、鉄骨造は38年、木造は24年である。

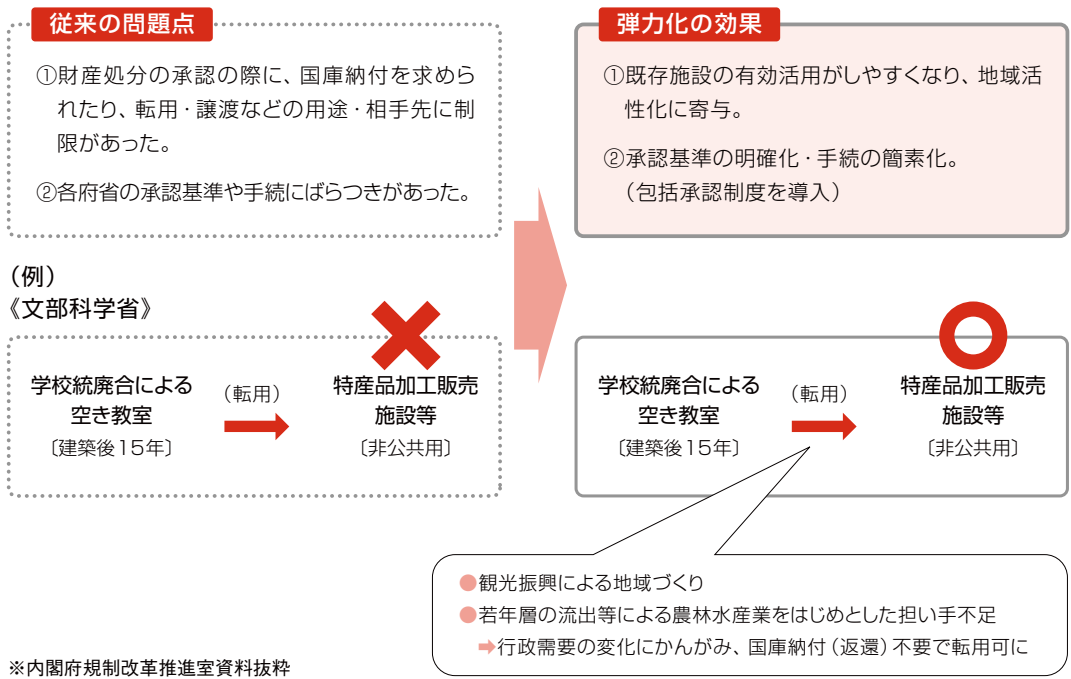
健全化と地方活性化の起爆剤となるだろう。ただし、地方自治体以外の保有する補助金施設、例えば第3セクターや公社、外郭団体などが国の補助金を利用して建設した施設については、規制が残っている。例えば、農水省は、地方公共団体以外の保有する10年以上たった補助財産を転用するときには、農水省の枠内であれば「報告」だけでよいが、農水省の枠以外に転用することには、農水省の了解が必要になる。このように制限は残るものの、弾力的な運用を基本方針としているため、従来よりも大幅な緩和が見込まれている。

## ローカルPFIを活用した既存施設の再生

今後は、地域活性化に結びつく施設の活用方法を、民間から提案し実施するPFIで実現することが期待できる。PFI（Private Finance Initiative）とは、公共サービスの提供に際して公共・公益的施設が必要となるときに、民間が主体となって資金を準備し施設の建設・整備と公共サービスの運営を行う手法である。これまで大きな庁舎の建て替え工事などに使われることの多かったPFIであるが、本来は小規模で多様な公共サービスにも適用できる。

例えば、合併後の空き庁舎を転用する計画と実施をPFIで募集する。主に公共施設・公益的施設への転用を条件とするが、付帯施設で民間事業を行うこともできる。

図1 補助金等適正化法緩和の適用例





# 難病とたたかう子どもたちにもたたく夢のキャンプを

滝川市長 田村 弘



「外で遊びたい」  
それが夢だという子どもがいます

子どもなら誰もがやってみたいと思うことがある。チョウを追いつけたり、花を摘んだり、野原を駆け回ったり……。でも、どんなに思い続けてもそれができない子どもたちがいる。草原と風、抜けるような青空と自然の中で、子どもたちの笑顔に包まれた思い出を残したいと願う家族がいる。

現在、日本には約20万人の子どもたちが、小児がんや心臓病などの難病とたたかっている。その子どもたちの多くは疾患発症以後、健康な子どもなら誰もが楽しむキャンプや自然体験などを体験することなく、長くつらい闘病生活を送ることになる。しかし、難病の子どもたちは、自然の中に「出掛けることができない」のではなく「出掛けることのできる施設」がないのだ。豊かな森と水に恵まれた雄大な土地が広がる北海道滝川市に、医療体制の整った安全に安心して自然体験を楽しめ

地域の方々の自由な発想を生かすために、使途は限定しない。

まず、空き庁舎の活用提案を公募する。その結果、市民や事業者から「市民活動センター／会議室、調理室、ホールなど」「起業家のためのレンタルオフィスを併設したコミュニティセンター」「保育園と学童保育などが入った子どもセンター」などの提案が寄せられる。市はそれらの提案を審査し、活用案を決定する。

その決定案を基に、市が実施方針を策定し事業概要を公表する。公表後、民間意見を取り入れた上で、市はPFI事業の実施を決定し、民間事業者を募集する。公正な審査会によって、民間事業者が提出したプランの中から、最も適切なプランが選ばれる。市と民間事業者の契約後に、その民間事業者が、プランに沿って施設のコンバージョンリフォーム（用途変更改修）を行い、施設を運営する。

これは1つの例であり、実際には多様な形のPFIが考えられる。財政の厳しい自治体では、このような事業を、新規の施設建設から行えば、多額の費用が掛かり、採算がとれない。しかし、既存の施設のコンバージョンリフォーム（用途変更改修）であれば、費用も少額で済む。運営も民間の力を生かして効率的に行える。財政が厳しいといっても、住民サービスの要望は高まり

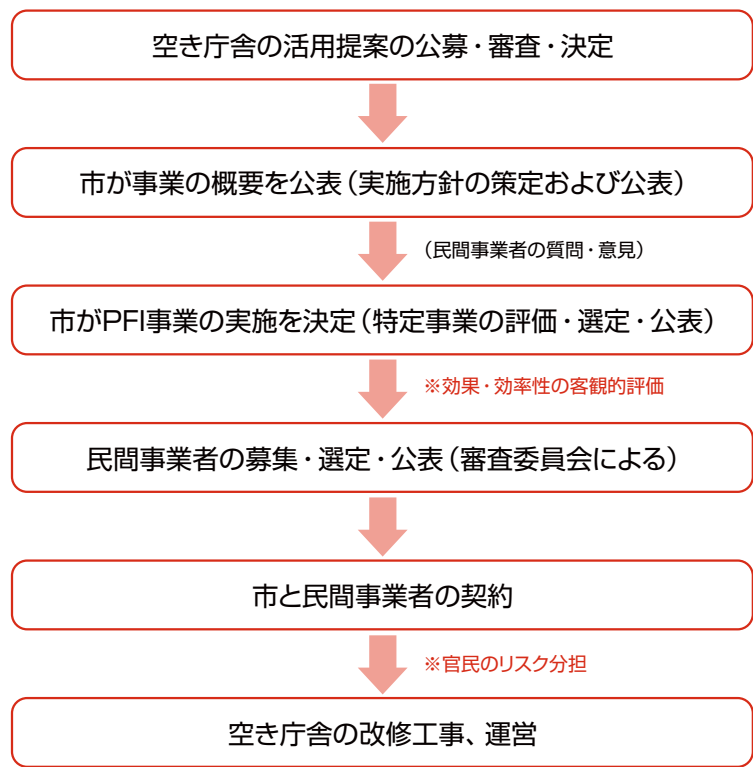
つつある。地域ニーズに合わせた事業を、地域の主体的な取り組みで実現するローカルPFIが期待されている。

## 地方から「国民の声」に要望を出そう

この補助金等適正化法のように、国の規制が、効率的な事業活動や公正な競争を妨げていると感じたことのある方は多いと思う。ただ、規制を緩和してほしいの分らないことが多くに相談したらよいか分からないことが多い。政府には、誰でも規制緩和の要望の出せる目安箱のような仕組みがある。「国民の声／ハトミニ.com」として、国民から広く国の制度にかかわる要望を受け付けている。

規制改革の要望は、個人、企業、団体、自治体、どのような立場からも出すことができる。名前を非公開にもできる。具体的な事例がたくさん集まれば、規制

図2 PFI事業のプロセス〔市による空き庁舎の活用の例〕



を変え原動力になる。

これまで、地域活性化といえば、税金で集めた予算の配分や公共事業に目がいきがちだったが、時代遅れの法制度が地方の活力を低下させている面も否めない。地方を元気にするために、この制度を活用してほしい。

（詳しくは、<http://www.cao.go.jp/sasshin/hatomini/index.html>）

る常設キャンプ場を整備しようとする、日本で初めてのプロジェクトが進められている。

## 難病の子どもたちのためのキャンプ場とは

この難病とたたかう子どもたちのためのキャンプ場「そらぶちキッズキャンプ」では、自然の中にコテージや診療施設、広場や木道が整備され、子どもたちに必要な医療的バックアップのための医師や看護師が常駐し、プログラムにかかわるボランティアなど、子どもたちの夢のキャンプを実現するために多くの人々のサポートで成り立っている。

また、「そらぶちキッズキャンプ」は、病気がたたかっている子どもたちだけでなく、家族（兄弟姉妹、両親など）と一緒に参加できるプログラムも用意されている。当事者である子どもたちにとっても、また、日々子どもたちと共にたたかっている家族にとっても、一時的な休息（レスパイトケア）の時間と場所ができ、自然の優しさとエネルギー

で、もう一度病気に立ち向かう力と思い出を持つ機会が与えられる。

このキャンプのお手本は、一昨年亡くなった米国の俳優ポール・ニューマンが1988年にコネチカットで始めたホール・イン・ザ・ウォール・ギャング・キャンプである。このキャンプは小児がんなどの難病の子どもたちに、健康な子どもたちと同じようなキャンプ生活を体験してほしいという趣旨でつくられたものである。子どもたちはキャンプに入った瞬間から病気のことを忘れ、目を輝かせて釣りや乗馬などいろいろなプログラムを楽しむ。親の付き添いはなく、100名のボランティアが日常生活をケアし、キャンプにある診療所では簡単な処置、投薬、点滴、輸血も可能になっている。寝る前にはキャンドルチャット（ろうそくの灯を中心にしてのおしゃべり）でお互いの悩みを打ち明け、ボランティアと共に語り合う。1週間のキャンプの終了時には、子どもたちは新しい友人を得、元気を取り戻し、希望に満ちて再会を約



束する。  
 そうしたキャンプを日本で実現しようというのが、この「そらぶちキッズキャンプ」である。「そらぶち」とは本市周辺がアイヌ語で「ソーラップチ」と言われていたことから、「小さな太陽」(Solar-Peite)との意味もかけて名付けられた。



整備が進む「そらぶちキッズキャンプ」

### 丸加高原・多目的広場をアジア初のキャンプ場に

本市の北部に位置している丸加高原は牧歌的な風景が広がる丘陵地で、周辺の自然環境や展望を生かした地域の憩いの場として活用されてきた。こうした自然環境を生かして都市と農村の交流を目的にサッカーなどのスポーツやレクリエーション活動、自然体験観察活動の拠点として整備したのが多目的広場であり、市内外の方々に利用されてきたが、当初の計画より利用者数は伸び悩んだ状況であった。

そこに小児科の医師や難病児支援団体の関係者、園芸療法を専門とする大学教授、公園造りの専門家により、難病児自然体験施設の実現に向けたプロジェクトの話が持ち上がり、周辺の自然環境や立地条件としても適当であった丸加高原・多目的広場に白羽の矢が立った。このプロジェクトの趣旨に賛同した本市は既存施設を活用したテストキャンプの実施を支援するとともに、多目的広場を常設キャン

プ場の建設地として転用し、アジア初の、全国の子どもたちとその家族のための常設キャンプ場として整備することを決めた。

このキャンプ場の整備・運営のために必要な費用のほとんどは、日本全国から寄せられる浄財により賄われている。病氣とたたかう子どもたちが四季を通じて楽しく安心して遊ぶことができ、思い出づくりのできる森「そらぶちの森」の整備については、ユニチャーム(株)創業者である高原慶一朗氏の個人資産により創設された「高原基金の森」制度の支援を受けたものである。その後も多くの市民や全国の企業、篤志家から寄せられた浄財により、施設整備が進んでいる。

また森の整備に当たっては、訪れた市民や子どもたちによる記念植樹、市民有志による森の管理団体、市内の慈善団体などにより協働で整備されている。この森を訪れる子どもたちが増えるにつれ、子どもたちのさまざまな思いのこもった森の木々は、やがて「いのちの森」となり、子どもたちは森の成長と森への再訪を思いながら病氣とたたかう力を得ることができるとして彼らの思いは永遠にこの場所に残ることになり、市民は子どもたちの思いを受け止め、共に森をつくり、管理することで人や自然への「優しさ」をはぐくむ「そらぶちの森」づくりに参画することができる。

このような森づくりへの参画は、まちの人々の意識の中に「優しさ」や「ホスピタリティ」さらには運営費の継続的な確保のために寄付手法を常に考えていかねばならない。まだまだ課題山積ではあるが、病氣とたたかう子どもたちとその家族のために、それを支える「そらぶちキッズキャンプ」のさらなる発展のために本市は市民と共に応援していきたい。

### 既存ストックの活用による地域の活性化

本市には転用した丸加高原・多目的広場のほかにも、地域資源としてグライダーやカヌー、プール、こども科学館、パークゴルフ場、温泉施設などキャンププログラムに活用可能な多くの既存ストックが存在している。そのほか、基幹産業である農業を活用した農業体験、市内を流れる河川を生かした自然体験や文化・芸術活動など市民活動も活発であり、ハード、ソフト両面から市域全体を活用した多様なレクリエーションの提供が可能である。ほかにも緊急時に搬送可能な総合病院が立地している都市機能や、札幌や旭川などの主要都市や新千歳空港からのアクセスもしやすい立地環境に恵まれていることが、難病児キャンプの立地条件に合ったのだと考えられる。このように都市機能と自然環境が共存する中、まち全体をプログラムの展開に活用したり、ボランティアの確保や施設の維持管理などキャンプ場の運営に対する支援をしたりすることで、さまざまな場面で大学や企

業、商店街、市民団体など多様な主体がかかわる機会をつくり、双方が活性化する好循環の形成が可能となる。また、日本初の難病児自然体験施設の運営が本格的にスタートすれば、難病児とその家族、受け入れるための医療スタッフやボランティアスタッフなど多くの滞在者が想定されるほか、新たな医療文化の発信地として全国に認知されるなど新たな地域振興の形態が期待される。

### 今後の課題

本年の2月には北海道庁から念願であった公益財団法人としての認定を頂いた。まさに新たなスタートを切った「そらぶちキッズキャンプ」は、本年から平成24年度当初のグラランドオープンに向け、食堂棟や宿泊棟の整備に着手する。併せて、本格的な運営体制の確立のため、スタッフの補充・強化に加え、ボランティアの確保・育成が急務となっている。

全国の子どもたちに参加してもらうためにも、全国の病院や医師、看護師の理解と協力が不可欠であり、全国的な広報や協力の要請も併せて行っていかねばならない。



自然の中で仲間との楽しいひととき



# のこぎり屋根から十六角屋根へ 仲間たちの館・アミーゴ

入間市長 木下 博



## 市の姿

入間市は、首都圏40km圏、都心から私鉄で約40分の位置にある。市のシンボルテーマを「香り豊かな緑の文化都市」と定め、「生き生きいきるま 人・まち・自然」を実践テーマとして、15万人余りの市民が「元氣な入間」都市宣言を行って活気のあるまちづくりに頑張っている。市の北西部に広がる424haの「加治丘陵」を、守るべき緑の象徴として公有地化を決定し、地権者の協力を頂きながら既に約83haを買収した。それらと並行して、数十回に及ぶ市民・自然保護関係者との激しい議論を経て「加治丘陵さとやま自然公園計画」を作成、その第1期事業として借土地を含む110haの自然公園整備事業が間もなく動き出す。一方市内には、自動車専用道を含め国道4路線が走り、郊外に巨大アウトレット、中心市街地にはシネマコンプレックス、そして大型店の売り場面積シェア率は県内第2位という現実と既存商店街をどう調和させるか

という難題に直面し、その打開策に頭を痛めている。

## 県立繊維工業試験場の誕生

江戸時代、日光脇往還を中心に道路網が集散していたため、人々の交流は活発で、米・雑穀や地場産業である織物・繭などの「在方市」が立っていた。江戸後期からは狭山茶が江戸庶民の味として出荷され、現在県の特産品となっているが、その生産量の50%以上は本市で占めている。全国的には生産量は少ないが、味は日本一を自負し、全国茶品評会では毎年優秀な成績を収め存在感を示している。また繊維産業も盛んで、多くの織物業者が競い合ったが、栄枯盛衰の激しい業種であったため、先人たちはその安定経営のため苦労を重ねたようである。昭和11年、業者は団結して繊維産業振興のための拠点施設設置を県に要望し、翌年には仏子染織指導所が設立された。さらに昭和14年には業者側は3356㎡の敷地ならびに事務所とのこぎり



繊維産業の発展に貢献した旧試験場

た。平成10年のことである。

## 正当な継承者は誰？

この情報が関係者に伝えられるや、繊維工業会を中心とした業界有志からは、先代が寄贈した土地・建物であるから織物組合に無償譲渡すべき、との声が挙がった。そして、それが困難であれば、市は繊維工業発展のために有効に利用すべきとの強い要望が寄せられた。しかし、組合への譲渡はもちろん、繊維産業の現状と市の厳しい財政事情を考慮するとき、市としては繊維産業に特化した再利用計画を進めることは困難との見解を示し、業界側と粘り強い交渉が続いた。一進一退の結果、市側の計画に理解が得られたことから、再利用計画は大きく動き出すこととなった。

## 先人の思い、市民の願いを生かした 再利用計画

その後、市は直ちに「旧試験場利用検討会議」を設置し、市民による、市民のための「音楽、演劇活動などの文化活動の展開」と「地域産業（織物など）の振興」を図る場とする基本理念を決定した。その具体的なイメージは、この施設が先人の汗の結晶であり、繊維産業の語り部であることを尊重し、可能な限り原形を残すことを前提として、文化の創造と情報の発信基地、繊維産業の振興・発展を図る施設とした。その後、多くの議論の積み重ねと、パブリックコメントによる意見集約を

図った結果、本館・スタジオ棟・サロン棟・ホール棟・織物工房棟・染色工房棟から成る改修計画が出来上がった。

## 市民自治の実験場

改修計画策定過程で多くの市民の参画を頂き、建設的意見を頂いたが、これらの人々の中から企画・運営などに熱意・関心を寄せられた方をダイレクターに選任し、文化創造委員会を設置した。

改修工事は老朽建物の修繕や模様替え、ホール増築など難しい工事であったが、関係者の努力によって無事竣工した。竣工式典において私は「この施設は、市民自らが考え、行動し、人間の文化の創造と情報発信の場とすること、すなわち市民自治の実験場となることを期待する」とあいさつした。そして、平成12年12月、文化創造アトリエ条例を制定し、条文中に指定管理者制度の規定を設け、市民自らが企画・運営に携われるよう、市民有志グループを管理者に指定した。その後、平成17年の地方自治法改正による指定管理者制度に移行させるため、このグループにNPO法人の取得を求め、現在、積極的な事業経営が行われている。

## 利用、活用状況

この施設は、目的・具体的活動内容などがすべて一からのスタートであり、行政の直接的指導助言のない中で、経営側も利用者側も



市民自治の実験場・アミーゴ



# 水産業のまちに活気を — 廃校跡地から生まれた「道の駅かまえ」 —

佐伯市長

西嶋泰義



## 蒲江地域の概要

佐伯市は、平成17年3月に大分県東南部の1市8カ町村が合併し誕生した人口8万5000人の九州一広大な市である。

今回取り上げる蒲江地域(旧蒲江町)は、本市の最南部、豊後水道の入口に当たり、日向灘に臨む人口約8300人の風光明媚で温暖な水産業のまちである。

この蒲江では、古くからリアス式海岸からなる天然の良港を基地として、資源豊かな豊後水道南部海域を主漁場とした典型的な沿岸漁業を営んできた。また、持続可能な管理型漁業への転換も進んでいる。特に養殖ブリ、ヒラメなどは、味も良く栄養価も高く高級魚として扱われ、養殖漁業部門では大分県の生産量の半数以上がこの蒲江で生産されており、蒲江自慢の特産物である。

しかしながら、近年では環境の変化による資源の減少や魚価の低迷、需要の伸び悩み、漁業資材の高騰など厳しさも増し、さらに国

戸惑いと衝突を繰り返しての運営である。その概要について、NPOの役員であるアミーゴ館長に説明してもらおうことにする。

「平成の初めの頃、市では市民の文化創造の芽生えが盛んになった。太鼓セッション、ドラマフェスタ、市民ミュージカルなどなど。入間市万燈まつりも大成を遂げた。新しい文化創造の芽は、自分たちの住む『まち』を意識した『まちづくり』の精神に支えられたものでもあった。しかしながら、文化活動を行う者にとって、練習の場が見つからないのが現状であった。こうした中、市民自治の先駆的な存在を使命に『アミーゴ』が誕生した。開設当初は、市職員が配属された折にも、市民登用の館長や市民ディレクター制度が採用され、自主事業の計画、施設の利用調整などを行ってきた。

平成20年度からは、アミーゴで活動していた約80名の市民スタッフがNPO法人を組織し、指定管理者となって運営を行っている。

事業は、『市民文化の創造を目指す拠点と発信基地づくり』を理念に掲げ運営している。アミーゴの事業運営の特徴はディレクター制度であり、現在10名のディレクターが運営に当たっている。音楽、演劇、アートなど専門分野で活動している市民から選任したディレクターが、アーティストの選定、折衝など事業実施にかかわるすべてを受け持っている。ディレクター間の連絡調整のために毎月会議

が開催され、事業推進を図っている。事業は次のように多岐にわたったり、事業数は、項目だけでも年間70件を超える。

- ・文化芸術(コンサート、古典芸能、演劇、アートなど)の鑑賞、地域内の大学との連携事業、染織体験教室などの『魅力づくり事業』。
- ・市民によるオペラや演劇のワークショップと上演、子どもを対象にした文化芸術体験などの『芽づくり事業』。
- ・学校、公民館などへの狂言、コンサートの出前公演とワークショップ、夏フェスタ、アミーゴ秋まつりなどの『地域社会に積極的にかわりを持つ事業』。

貸館利用では、音楽や演劇などの練習場所として、最近ではスタジオなど80%を超える利用率で活用されている。開設当初と比べ、格段の向上が見られる。

『市民自治の実験場』『市民主体の文化創造の場』といっても、今までの文化施設に慣れ親しんだ市民の中には戸惑いがあることも事実である。市民スタッフは、事業やPR活動を通して多くの市民を巻き込み、地域に根差した施設になるように努力しているところである。(アミーゴ館長「寄稿」)

## 未来に向けて

市民のこの施設に寄せる強い思いが本物であったことは、現在の活動状況によって一目

際化の影響、後継者不足などさまざまな問題を抱えており、水産業の衰退に歯止めがかからない状況である。

## 地域の課題と廃校跡地

蒲江では、地域産業の低迷による過疎化や少子高齢化が進む中、平成14年3月唯一の県立高校が廃校となった。また同時に、地域内にあった5つの中学校も生徒数の減少により統合され、高校校舎を再利用する形で統合中学校として開校した。この中学校統合により地域内には5つの廃校跡地が生まれたのである。中学校は非常に重要な施設であるため、いずれも地域の利便性の高い中心部に位置していた。よって、その活用が地域の将来にとって非常に大きな課題となったのである。

当時蒲江町は、平成14年度に各廃校の現地調査、耐震適合などの整理を行い現状の把握に努めた。その結果、校舎については再利用の可能性はあるが、体育館については不可能というものであった。

瞭然であるが、当初は、市民が市民の利用を調整することに不平不満の声も多く、スタッフは大変苦労が多かったようである。そのため時々、利用者会議などを開いて意見を聴取し、公平な運営について理解を求めたこともあったようだ。また施設に隣接してマンションがあることから、騒音などに対する苦情があったが、現在はイベントなどに積極的にご参加を頂き、良好な関係が保たれている。

「念ずれば通ず」という言葉があるが、目的意識をしっかりと確認し、自主・自立の理念に共感する市民の醸し出す「民の活力」は、制約の多い「官の統治力」をはるかに凌駕し、真の自助社会構築の一石になることは間違いない。



文化創造の場としてのアミーゴが行うコンサート

平成15年度には、「廃校跡地をどう活用するか」をテーマに7日間のワークショップを実施した。地域住民と全国から学生を中心とした参加者および講師スタッフ総勢90名が、対話やフィールドワークにより、蒲江ならではの社会や風土を考察し、蒲江の未来とどのようにかわっていくのか考え、議論し、廃校跡地の活用についてさまざまな検討を行ったのである。このように廃校跡地について、地域の内側からだけでなく外側からも見つめ直すことで、地域住民だけでなく、蒲江を訪れる来訪者の方々の視点をとらえることができた。そこから見えてきたものとは、「蒲江の不変的なイメージである『水産のまち』『美しい自然』というイメージを最大限に生かした再活用」というものであった。

このころ蒲江地域には、おいしい魚介類を求めて年間30万人前後の観光客が訪れていた。しかし、素晴らしい自然や漁村文化(産業)が引き継がれている反面、交流の基盤となる施設(お土産店、観光案内看板、トイレ





高所から見た「道の駅かまえ」

など)がなく、観光客の滞在時間が短く消費額も低いという課題を抱えていたのである。こうしたことから、廃校跡地再活用と観光促進および地域産業の活性化の方策として、蒲江の中心部に位置する旧蒲江中学校跡地にその活路を見いだそうとしたのである。それは、この廃校跡地に蒲江の物産館を建設するというものであった。

### 廃校跡地の力を引き出す

この旧蒲江中学校跡地は、周囲に保健センター、社会福祉協議会、公民館などの公共施設があり、地域住民が集まりやすい環境が既に整っていた。また、主要幹線である国道388号線と県道37号線の交差する蒲江の交通の要衝となるポイントに位置し、地域住民および来訪者の交流の起点となり得る環境が潜在的に備わっていた。さらに、水産のまちをイメージするにはうってつけの場所でもあった。なぜなら目の前に蒲江漁港荷さばき所があるのである。魚市場の活気を目の当たりにすることができるということは、地域外、特に都市部に住む人にとっては、「何かおいしい海の幸が味わえる」、または、「買える」という期待を持たせるのに申し分ない条件を満たしていたのである。

### 地域内外から親しまれる

「道の駅かまえ」は、物産館建設協議会が株式会社かまえ町総合物産サービスとして指定管理者となり、約40名の雇用で運営をスタートさせた。当初の出荷者は蒲江地域内外から200業者であったが、現在は240業者に増加している。これは物産の販売ツールとし

心とした「物産館建設推進協議会」が発足した。協議会では行政・民間により、物産館を中心とした観光・交流・地域連携の在り方について協議、検討が進められたのである。物産館建設に当たり特に配慮したのは、蒲江のイメージを最大限に引き出すこと、にぎわいを持たせること、そしてランニングコストを最小限に抑えることであった。この廃校跡地の再活用により、観光交流の促進、新たな産業の創出および雇用の確保による定住促進を目指したのである。

さらに、こうしたハード整備と並行して、蒲江浦の地域づくりを目的とした「蒲江浦づくりの会」(平成16年2月発足・構成メンバーは地域住民)を発足させた。立ち上げについては、行政と地域住民が協力して組織づくりを行ったが、地域の活力は地域住民の意欲や思いに左右されることから、立ち上げ後は住民主導のメンタリティーを備えた団体として、現在も住民主導で活動を継続している。

このように、物産館整備によるハードでのにぎわいの創出と、交流事業の本質である地域資源を活用した地域づくりというソフト事業が実施されるようになったのである。

蒲江において行政と民間が協議、検討を重ねていたころ、国では平成13年5月に内閣に設置されていた都市再生本部が、平成15年11月「全国都市再生」稚内から石垣まで」の支援のため基本的な枠組みの構築を行うことを決定した。その後、平成16年4月に都市再生の販売意欲(出荷へのモチベーション)が活性化したことによるものである。

来場者数も、初年度から約46万2000人あり、「道の駅かまえ」で地域の情報を得て、興味があるポイントを自由に散策できるようになった。地域へ人が入ることで活性化が促されてきており、発信ツールとしても徐々に機能してきている。

このように、「道の駅かまえ」は、蒲江の玄関として、訪れた観光客を蒲江全域のほかの観光スポットへと案内する役目も果たしているのである。「道の駅かまえ」ができる前の平成16年に約24万7000人だった蒲江地域観光客の総数は、オープン後の平成20年には約75万3000人と、3倍の増加となった。

さらに、現在「道の駅かまえ」は小中学生の職場体験の受け入れなど地域への社会貢献活動も積極的に実施している。地域の特産物の加工、レストランや物産館での接客、施設周辺の清掃活動を通して地域を知り、人と人との触れ合いにより地域の良さを体験することは、将来の蒲江を担う子どもたちにとっては欠くことのできない貴重な体験となっているのである。

「道の駅かまえ」は物販による生産者とのつながり、情報発信による観光事業者とのつながり、そして社会貢献による地域住民とのつながりを持ち、地域と手を取り運営されている。



波をイメージした「道の駅かまえ」の屋根

特別措置法の改正により、まちづくり交付金が創設された。そして蒲江の物産館整備もこのまちづくり交付金を活用することとなったのである。

平成16年5月、「交流また交流による地域文化の再発見」をスローガンに、物産館を含んだ交流基盤施設の整備と散策路・公園などの整備を基幹事業とした都市再生整備計画を作成し、まちづくり交付金事業に着手した。翌平成17年2月27日、旧蒲江中学校跡地は、物産館・レストラン・加工所・広場を併設させた交流基盤施設「まちの駅かまえ」としてオープンしたのである。同年8月には国土交通省から「道の駅」として認定され、名称を「道の駅かまえ」に変更した。

るのである。

### 本質を見抜きチャンスをもににする

廃校跡地は負の遺産ではない。その特性、利点、能力を把握することで地域の課題解決のための有効なツールとなり得るのである。蒲江は、地域の課題や現状と向き合い、その課題や現状をチャンスに変えたのである。しかし、このチャンスをまだものにしたわけではない。

廃校跡地は地域の重要なポイントに位置することが多いため、その再活用・再利用には住民の理解、協力が必要である。どんなに素晴らしい提案でも、民意を欠いた提案では、地域への損失を生むだけで、出来上がったものが地域住民に未永く親しまれることはない。そうした意味で道の駅かまえは、今後このチャンスをもにしなければならぬ。地域住民と手を取り合い、道の駅かまえ整備の本質であった定住促進という課題と向き合い続けなければならない。

地域活性化への取り組みは一過性のものではなく、継続し動き続けることが必要であり、その継続は地域の力なしでは不可能である。こうした地域の力を引き出していくことも、近年行政に求められている重要な役割なのではないだろうか。本市には新たな命を待つ廃校跡地が、そして地域活性化へのチャンスがまだ眠っている。